

日越大学構想の推進に関する関係省庁会議の開催について

平成 27 年 10 月 16 日

内閣総理大臣決裁

令和 3 年 5 月 25 日

一 部 改 正

1. 平成 28 年日本・ベトナム両国の協力により設立された日越大学の活動支援のために日本側政府部内の連絡調整を行うべく、日越大学構想の推進に関する関係省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成は次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認められるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官

議長代理 内閣官房副長官補（外政担当）

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

外務省アジア大洋州局南部アジア部長

文部科学省国際統括官

経済産業省通商政策局審議官

国土交通省大臣官房審議官（国際）

3. 会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。